



FINANCIAL SERVICES AGENCY  
GOVERNMENT OF JAPAN

3-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8967 Japan

オーストラリア健全性規制庁  
ウェイン・バイヤース長官  
レベル 12, 1 マーティンプレイス  
ニューサウスウェールズ州 シドニー 2000  
オーストラリア

バイヤース長官 殿

**金融庁とオーストラリア健全性規制庁間の銀行監督分野の協力に関する交換書簡**

日本金融庁（以下、「金融庁」という）は、金融庁とオーストラリア健全性規制庁（以下、「APRA」という）との両管轄地域における金融システム及び互いの管轄地域で活動する銀行の財務の健全性を確保することを目的として、両当局間の金融監督分野の更なる協力が、相互に有益になるものと認識する。また、金融市場のグローバル化及び銀行によって行われる国境を越えた活動の増加に照らし、監督当局間の情報交換の強化が重要であると認識する。

日本において、「banking organisation」は、銀行法（昭和五十六年六月一日法律第五十九号）に基づき、内閣総理大臣によって免許を与えられた機関を意味する。オーストラリアにおいて、「banking organisation」は、1959年銀行法に従ってAPRAの監督下にある機関を意味し、「銀行業」は、銀行とは呼ばれないが、許認可を受けた事業者によって行われる業務を含む。

この点、日本及びオーストラリアのそれぞれの法令及び規則に従い、APRAと相互に有益な方法により協力強化を図るという金融庁の意図を、本書簡において確認する。本書簡は、金融庁の意図を表明するものであって、金融庁又はAPRAにおいて、何らかの法的拘束力ある義務を負わせるものではない。また、本書簡は、各国の法令に定められた金融庁又はAPRAの権限に影響を与えるものではない。

1. 協力の範囲と方法

1.1 金融庁及びAPRAは、両当局による監督に服する銀行に関する事項に関し、それぞれの管轄地域で活動する銀行に係る監督上の情報の交換を含む手段によって協力することを意図する。

1.2 金融庁及びAPRA間の協力は、日本及びオーストラリアのそれぞれの法令及び規則に従って行われるべきである。互いの管轄地域で活動する銀行（以下「対象行」という）の監督に関し、協力の形態は以下を含む：

金融庁及びAPRAは、一方の当局が対象行について有するあらゆる重大な監督上の懸念について、相互に通知するよう努める。

対象行に対する是正措置につながり得る、重大な監督上の懸念に対処するための監督上の措置が求められる場合、金融庁及びAPRAは、その措置を講じる前に、相互に協力するよう努める。事前の協力が可能ではない場合、金融庁及びAPRAは、事後に可能な限り速やかに、講じた措置を相互に通知する。

金融庁及びAPRAは、互いの管轄地域内の対象行を訪問する計画を相互に通知する。金融庁及びAPRAは、訪問で明らかになった重要な結果を相互に通知し、必要に応じて、訪問で明らかとなった問題点について協議することができる。現地当局は、母国当局と協議の上、当該訪問に同行することができる。「現地当局」とは、訪問が実施される管轄地域における監督当局を意味し、「母国当局」とは、訪問を実施する監督当局を意味する。

1.3 コンタクトポイントは、本書簡の付属文書において明示する。

1.4 金融庁及びAPRAは、両当局間の相互理解及び協力を深めるため、共通の関心事及び懸念事項について、必要に応じて、対話又は意見交換を行いたいと考えている。

## 2 交換された情報の取扱い

2.1 金融庁及びAPRAは、本書簡に従って提供される全ての文書に、「職業上の秘密によって守られる」又は「機密—金融庁及びAPRAの書簡の下で提供されたもの」と付することを互いに求める。

2.2 受領した監督上の情報は、受領当局が対象行に対して行う必要な措置を含め、法律に基づく監督上の目的にのみ使用されるべきである。受領した情報は、刑事裁判の証拠とされることを含め、裁判所又は裁判官によって行なわれる刑事手続に使用されてはならない。こうした使用が必要な場合、情報提供の要請は、刑事捜査における国際共助に関連する法律に定める手続きに則って行われなければならない。

2.3 それぞれの国内法令及び規則で認められる範囲で、金融庁又はAPRAは受領した監督上の情報を機密情報として扱い、相手当局の事前の同意なく、その情報を開示してはならない。金融庁又はAPRAが相手当局から受領した機密情報を開示することを法的に要求された場合、適用可能な法令及び規則で認められる範囲で、当該秘密情報を開示する前に相手当局と協議する。もし相手当局が開示に反対する場合、金融庁又はAPRAは、法令上可能な手段も含むあらゆる合理的な手段を用いて当該機密情報の開示に抵抗する。

2.4 上記の条件は、入手可能な公開情報には適用されない。

金融庁は、この書簡で定められた方法に従って強化された協力が、金融庁とAPRAの相互に有益な関係につながるものと確信している。

敬具

金融庁長官

森信親

署名\_\_\_\_\_

日付\_\_\_\_\_

オーストラリア健全性規制庁長官

ウェイン・バイヤース

署名\_\_\_\_\_

日付\_\_\_\_\_